

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 特定輸出申告制度に係る手続等の規定の整備
特定輸出申告制度について、申告事項、適用除外貨物及び適用除外規定、特定輸出者の承認申請手続並びに帳簿の記載事項及び保存すべき書類の種類等に係る規定を整備することとする。(関税法施行令第59条の4～第59条の12及び消費税法施行令第17条関係)
 - (2) 関税定率法第21条第1項第10号に掲げる物品に係る認定手続等に関する規定の整備
関税定率法第21条第1項第10号に掲げる物品である不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品に係る輸入差止申立書の記載事項等及び認定手続における経済産業大臣への意見照会の手続等に係る規定を整備することとする。(関税定率法施行令第61条の3、第61条の4及び第61条の11の2関係)
- 2 輸入に係る特例申告制度における指定貨物について、関税定率法別表の所属区分のほか、一定の場合には同表の項又は号の区分ごとに指定することができることとする。(関税法施行令第4条の6～第4条の10関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、平成18年3月1日から施行することとする。ただし、2については、平成17年10月1日から施行することとする。